

各医療機関管理者 様

石川県健康福祉部医療対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告及び医療機関の把握について（周知）

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記につきまして、厚生労働省から、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。当該事務連絡等につきましては、下記県ホームページに掲載いたしましたので、ご確認のうえ、適切な対応をお願い申し上げます。

記

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ > 医療機関への各種お知らせ
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan_oshirase.html

【趣旨】

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付厚生労省事務連絡）」に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例については令和5年7月31日をもって終了する旨が示されたこと並びに保険適用外の診療においては令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡に基づく時限的・特例的な取扱いは引き続き可能であることを踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について周知するもの

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関においては、別添のとおり、報告の様式が変更となったので、8月以降の実施状況（通常9月に報告いただいているもの）については、変更後の様式により、県に報告を行うこと。なお、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療に関しては、上記報告の対象外とする。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例が令和5年7月31日をもって終了することに伴い、上記医療機関の一覧の公表も終了することとする。なお、今後は、厚生労働省のホームページにおいて、情報通信機器を用いた診療に係る診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧を公表することを予定している。

(事務担当)

医療対策課

医療指導グループ

TEL 076-225-1433

FAX 076-225-1434